

平成28年宇治田原町議会運営委員会

平成28年2月26日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 委員長挨拶
日程第2 理事者挨拶
日程第3 平成28年第1回(3月)定例会について

- ①署名議員について
- ②会期について
- ③諸報告について
- ④再開日について
- ⑤常任委員会の日程について
- ⑥補正予算特別委員会の日程について
- ⑦予算特別委員会の設置及び日程について
- ⑧提出議案について
- ⑨議事日程(第1号)について
- ⑩要望等について
- ⑪行政諸報告について
- ⑫その他

- 日程第4 その他

1. 出席委員

委員長	1番	稲石義一	委員
副委員長	7番	垣内秋弘	委員
	5番	今西久美子	委員
	10番	上林昌三	委員
	11番	谷口重和	委員
	12番	田中修	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長 田中雅和君

理事兼企画・財政課長 小西基成君
財政課長

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会議務局長 久野村観光君

庶務係長 岡崎貴子君

開 会 午前10時00分

○委員長（稲石義一） 皆さん、おはようございます。

本日は、議会運営委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご多忙のところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の委員会は、平成28年第1回定例会における議会運営につきまして、お手元に配付いたしております会議日程によりご協議をお願いいたします。

なお、本日、山内議員が傍聴にみえられております。

ここで、副町長からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（田中雅和） おはようございます。まだまだ寒い季節で、このところまた、寒さ厳しくなっております。皆様におかれましてはご健勝にてご活躍のことと存じます。日ごろから、宇治田原町行政の推進、何かとご理解、ご尽力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

本日は、委員各位におかれましては公私ともお忙しいところ、稲石委員長、垣内副委員長のもと議会運営委員会を開催していただきましてありがとうございます。来月4日に開会していただきます平成28年第1回（3月）定例議会におきましては、予算関係が12件、うち当初予算6件、補正予算6件、条例関係が18件、うち新たに制定をお願いするものが5件、改正が11件、廃止が2件、一般議案として、宇治田原山手線の認定変更、そして、まちづくり総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略（人口ビジョン）の2件、人事関係として、人権擁護委員候補者の推薦が1件、合計33件をお願いするところでございます。後ほど、議案の概要を説明させていただきますので、どうかよろしくをお願いいたします。

簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（稲石義一） どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事に入ります。

平成28年第1回定例会についてを議題といたします。

日程につきましては、12月の議会運営委員会においてあらかじめ決めておりますが、再度確認をしてみたいと思いますので、よろしくお申し上げます。

まず、①の署名議員について、事務局からお願いいたします。局長。

○議会事務局長（久野村観光） おはようございます。ご苦労さまでございます。

それでは、会議録署名議員の指名でございますが、28年第1回の議会に関しまして

は、2番、内田議員、9番、原田議員にお願いしたく考えております。以上でございます。

○委員長（稲石義一） 続きます、2番目の会期について、これにつきましては3月4日から3月29日までの26日間といたします。

次に、3つ目の諸報告について、議員派遣の件について報告1件は、お手元に配付のとおりでございます。

次に、表彰報告でございますけれども、議場で局長朗読でございますけれども、これにつきまして事務局のほうからご説明願います。局長。

○議会事務局長（久野村観光） それでは、表彰関係でございますが、去る2月19日の京都府町村議会議長会の総会におきまして、安本議員、今西議員、青山議員、垣内議員の表彰伝達、また、並びに表彰受章という形を受けられておられますので、その旨の報告を行わさせていただきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（稲石義一） 続きます、4つ目、再開日について、9日水曜日午前10時から、一般質問、10日木曜日午前10時から、一般質問の予備日、15日火曜日午前10時から、補正予算特別委員会関係でございます。29日火曜日午前10時から、開会予定でございます。

続きます、5点目の常任委員会の日程についてでございます。14日月曜日午前10時から、総務産業常任委員会、15日火曜日午後1時30分から、文教厚生常任委員会でございます。

次に、6つ目の補正予算特別委員会の日程について、11日金曜日午前10時から、そしてまた、23日水曜日、予算特別委員会終了後、正副委員長の改選を行いたいと思います。

この日程でご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（稲石義一） ご異議がございませんので、この日程で決定いたします。

次に、7つ目、予算特別委員会の設置及び日程について、予算特別委員会は全議員の12名で設置、日程は16日水曜日午前10時から、17日木曜日午前10時から、そして18日金曜日午後1時30分から、23日水曜日午前10時から、この日程で予算特別委員会を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（稲石義一） それでは、この日程で予算特別委員会を日程として決定いたしま

す。

次に、8番目の提出議案についてを議題といたします。

提案説明をお願いしたいと存じます。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、順番に、議案第1号から説明をさせていただきます。

まず、お手元に議案書があると思いますけれども、この議案書に書いておられますけれども、補正額は2億208万6,000円でございます、総額を46億2,507万6,000円とするものでございます。内容につきましては、この横長の資料で説明しますが、地方創生の加速化交付金、それを入れ込んだことと、それから決算見込み等に伴います補正ということで、説明につきましては横長の資料と縦長の主要事項というのがあると、資料編のところにあると思いますので、よろしくお願いたします。

まず、横長のほうと見比べながらになるんですけれども、これが一番表紙に書いておられます横長の……。

○委員長（稲石義一） 補正予算の議案と、横長と、縦の主要事項ですか、これを見比べていただくということでございます。

○副町長（田中雅和） 横長のほうに書いておられますけれども、これはいわゆる13カ月予算ということで、国のほうの交付金等きておりますので、それからそのほかの事業と……

○委員長（稲石義一） 見つかりましたか。

まず、皆さん方、補正予算の議案書がありますので、その固まりと、当初予算、一般議案、条例改正やらの議案と、3つにまず分けていただきたいと思います。補正予算、当初予算、一般の条例議案と3分類にまず分けていただいて、それぞれごとに資料がついていますので、その3つずつ順番に。

当局のほうも、その提案説明につきましては、まず補正予算を一区切りとして説明していただいて、それで、それについて質問なりお伺いしますので、その次、当初予算、次が条例改正等の一般議案というふうに3分割で進めていただいたらというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○副町長（田中雅和） 申しわけないんですけれども、横長のものと、それから縦長の主要事項調書という両方置いていただきたいと思いますけれども、まず、横長のほうは一番表紙なんですけれども、主要事項は1枚めくっていただきましてよろしくお願いたします。

どちらも補正予算のことを書いているんですけれども、まず横長に書いておられますように、これは先行実施分ということで13カ月予算、1番目からめくっていただきまし

て16番目までありまして、合計が1億272万5,000円という事業費になっております。

それで、まず最初に、主要事項のほうを1枚めくっていただいております。この中で、交付金関連のものと、それ以外の事業と2種類入っていますので、その説明を最初にさせていただきます。

主要事項のほうめくっていただきますと、一番上に地方創生加速化交付金関連事業ということで、移住・定住促進事業の分と、それから観光振興促進事業、2つあります。この中に、これが交付金入っております、それ以外のものは下のほうにずっと混ざって入っているんですけれども、4ページの4と打ってある情報セキュリティ、企画・財政関係の情報セキュリティ関係強化対策事業費等、これが交付金から外れます。それから、福祉関係の年金生活者等支援臨時福祉給付金事業、それから、その下の子ども・子育て支援新制度電子システム改修、これは交付金以外になりますけれども、いわゆる13カ月予算の中に入れさせてもらっている補正予算の内容となっております。

それでは、横長のほうを横に置きながら順番にざっと説明をさせていただきますけれども、これにつきましては、まず主要事項のほうをめくっていただきますと、願いますか、この中で、移住・定住促進事業の関係で、一番上のほうに書いておりますが、予算額が1,045万9,000円ということになっています。これを下のほうの表を見ていただきますと、この交付金を使った移住・定住促進関係は①から②、③、④、この中に入っております。この中で、主なものについて若干説明させていただきますけれども、例えば金額の入ります③ということで、空き家等対策事業166万4,000円とございます。これはページ数のところで11ページを、主要事項のほうめくっていただけますでしょうか。

これは、27年度当初から調査をやっておるんですけれども、今回交付金をいただきまして意向調査を、いわゆる空き家調査で空き家というのがわかった、それにつきまして空き家を持っておられる所有者の意向調査を実施するということと、それから意向調査を受けまして、今後検討会を立ち上げたいと、こういういった費用で166万4,000円を事業として起こしていきたいというふうに考えているのが③でございます。

それから、1ページに戻っていただきまして、申しわけないんですけれども、その次④で書いておりますけれども、まず生活交通ネットワーク構築事業というのが8ページにあります。これは、福祉バスとかいろんなバス交通ありますけれども、これにつきま

して、福祉バス、コミュニティバス、それにつきます現況の把握をする、それから住民の意向調査をする、こういった調査をやることによって課題の抽出をやっていきたいということで、そして、それを受けまして、今後、黒四角の4番目に書いておりますようにあり方の検討を進めていきたいということで、検討委員会等を設置し、議論を進めていっていただきたいと、こういうふうに思っておりますのでございます。

それから、④のもう一つのほう、18ページになりますけれども、150万をお願いしている部分が、18ページをあけていただけますでしょうか。

これは、趣旨のところに書いていますけれども、2行目のところの後ろのほうに、町内在住の教職員の退職された方あるいは有識者の方、あるいは学生さん、こういった方の指導によって勉強等をする「うじたわら学び塾」とこういったものを新たに設置して学力の向上等をやりたいと、こういうふうに思っております。学び塾の内容のところでは、どんなものを考えているかといいますと、英語とか、漢字とか、夏の自習とかこういったものを。まず、これを進めるに当たりましては、四角の2つ目に書いておりますように、どんな塾を、どういうふうに運営しているかということ、まずは協議会を設置して議論を進め、あるいは塾の先生の研修会等もやっていきたいと、こんなふうに考えているところでございます。

それから、また2ページに戻っていただけますでしょうか。

2ページのほうが、観光振興に関する交付金、10分の10の交付金ということで補助率100%というんですか、きております。4,470万7,000円ということで全体を受けております。主なものを3つほど説明させていただきますけれども、下の表の中の一番上のところ、日本緑茶発祥のまち魅力発信加速化事業ということで、12ページをお開き願えますでしょうか。

これにつきましては871万7,000円ということで、例えば内容のところで書いておりますように、転入していただいた方に急須と煎茶のプレゼント、あるいはティーゲート茶園等の整備事業、それからふるさとまつり、この3つは従来からやっているんですけれども、新規施策として一番下のパンフレット作成等、これを新たにつくってきたいと、こういうふうに考えているところでございます。

それから、2ページに戻っていただきまして、真ん中辺にあります「お茶の京都」交流拠点整備等加速化事業について説明をさせていただきます。これは14ページのほうお開き願えますでしょうか。

これについては860万円ですけれども、主なものとして、2つ目に書いております

けれども、PRビデオ作成、これにつきましては宗円生家さんのほうで実施されている大みそかの手もみ奉納、あるいは地域イベント、こういったものを内外にプロモーションできるように、これのビデオをつくっていくというのが1本。もう一本は、またとして書いておりますように、町の観光資源・情報を発信する、こういったビデオもつくっていきたくてこういうふうに思っております。

これが主なもので、もう一つ、マップとか茶の木もあるんですけども、駐車場の整備、ちょっとこれお金がかさむところですけども、湯屋谷会館の横の空き地について宗円生家の駐車場として整備する。そこからまた歩いていただくというようなことになるんですけども、この駐車場の整備をするということでの予算の計上をお願いしているところがございます。そのほか、京都DMOの設立もあります。

それから、また2ページに戻っていただきまして、申しわけないんですけども、下から2つ目の末山・くつわ池自然公園整備加速化事業というのが16ページに記載しておりますので、16ページをお願いできますでしょうか。

これは、くつわ池の整備事業ということで1,129万円をお願いしております、まず内容についてですけども、トイレの洋式化ということのみどりの公園内の4カ所の工事をやっていきたくて思っております。

また、トレーラーハウスといまして、新たな宿泊施設、こういったものを整備していきたくて。

それから、下のほうに展望台、これにつきましてもくつわ池の中で町内が見渡せる、あるいは茶畑等も見渡せる展望台についての整備もやっていきたくて、こういうふうに思っておりますので、そういった事業でございます。

主な事業については、そういうところで説明を終わらせていただきまして、横長のほうの資料の3ページをお開き願えますでしょうか。

3ページには、繰越明許費のお願いをするところがございます。全て先ほど説明しました13カ月予算ということで、実質的には28年度まで繰り越しをさせていただきたいということで、3ページ、4ページ目、先ほどの1、2ページから全て繰り越しということで、全額繰越明許をお願いしたいというところがございます。

それから、5ページ以下が、いわゆる決算見込みに伴う補正額ということで、例えば大きなものに若干触れていきますと、5ページの中ほどで、町民税、法人税割ということで2,400余り増になりますし、それから5番目の償却資産、これについては千三百万何がし増になるということでございます。

それから、大きなものとしては6ページを見ていただきますと、先ほど言いました、これは補正なんですけれども、これは飛ばしましょうか、先ほど説明しましたものでございます。

それから、大きなもので8ページのほうに、基金の繰入金等、こういったものにつきましても減額をさせていただいております。

34番目に、公共施設整備基金繰入金を三千六百何がし減額、それから、地域づくり振興基金についても減額補正をお願いしているところでございます。

それから、36番、繰越金につきまして、前年度からの繰り越しについては一億百万余り増としておるところでございます。

それが収入における増減の主なものとございまして、9ページ以降に、歳出における主な増減ということで記載させてもらっていますけれども、2番目は、先ほど言いました補正に関するものでございます。

それから、大きなものとしては、先ほどと関係しますけれども、4番目の基金の積み立てで6,200万円積み立てをさせてもらっておりますし、5番目で財政調整基金についても8,000万の積み立てをし、そして、6番目、庁舎建設基金についても5,000万円の積み立てを上げさせていただいております。

それから、10ページのほう移らせていただきますけれども、19番の金額、これは先ほどの補正の中に入っておりますし、それから20番目が介護保険特別会計繰り出し金についても減額補正とさせていただいているものです。

それから、11ページにおきまして、一番下の32番目、宇治田原ブランド、すみません、これは補正の分でございます。

それから、大きくあと12ページですけれども、36番大きいんですけれども、これは先ほどの交付金の分、それから、41番、下水道ですけれども、これにつきましては右のほう備考に書いていますけれども、繰越金の増あるいは償還金の減によりまして減額1,700万しております。以上が、増減における主な概要でございます。

引き続きまして、よろしいでしょうか。

健康保険のほうの主なものについて、ご説明をさせていただきます。第2号議案でございます。

議案第2号、これも資料のほうで横長のものが入っておりますので、よろしくお願います。

これにつきましても、第5号につきましては特に医療費のほうが伸びがすごく大きく

なっているというふうなことで、それと入院、それから医療も3割とか、去年の分の資料等で出ているんですけれども256万5,000円の追加をさせていただきまして、補正後の総額を14億5,064万8,000円ということでお願いしている部分でございます。

横長の資料を見ていただきますと、主なものにつきましては、まず歳入のほうの主なもの、2番目につきましては、療養給付金と交付金のほうが減額になり、それから3番目、共同事業交付金ということで、高額医療への共同事業交付金については2,300万円の増額ということになっております。

1枚めくっていただきまして、2ページですけれども、歳出のほうでございまして、いわゆる療養給付費ということで646万の増ということになっております。

国保に関係しまして、また一般議案にも出ておりますけれども、国保の引き上げというんですか、そういったことについてはまた後ほど議案の中で説明をさせていただきます。なかなか厳しい状況になっているものでございます。

それが、国保の会計でございまして、第3号につきましては、後期高齢者医療特別会計ということで、これも資料もつけさせていただいておりますけれども、議案第3号において記載しておりますように218万7,000円を追加しまして、総額を9,375万4,000円ということにしております。これにつきましても資料に記載しておりますように、見込み額の清算ということです。

それから、2ページの歳出のほうも同じように、これについては見込み額の増ということで上げさせていただいております。

それから、次に議案第4号でございましてけれども、議案第4号は介護保険のほうでございまして。

介護保険につきましては、議案書のおもてに書いておりますように7,556万6,000円を減額しております。その結果7億5,723万2,000円ということになります。これも横長のほうの資料を見ていただいたらありがたいんですけれども、これは、大きく7,500万も変わっておりますのは、当初予算つくりますときには、いわゆる介護の計画等を持ってございまして、その計画のとおり予算を上げているんですけれども、実際のところは大きく施設介護に入られる方の人数が計画していた人数よりも少なかったというのが一番大きな原因で、減額ということになっております。そういうことで第4号は終わらせていただきます。

続きまして、第5号、これは公共下水のほうでございまして。

公共下水につきましては、議案第5号のおもてに書いておりますように、2,793万7,000円を減額しまして、補正後7億7,897万8,000円ということをお願いするところでございます。

これも横長のほうの資料で見させていただきますと、主なものにつきましては、例えば大きくは、歳入のほうの大きなもので繰入金ということで、一般会計の繰入金につきましては1,700万余りを減額しておりますけれども、受益者の負担金の増、あるいは施設管理費の減によりまして減額補正、それから、町債につきましても減額補正をしております。

歳出のほうの主なものですけれども、2ページ目、1枚めくっていただきますと、環境整備におきます公金事務費の確定によりまして千二百万何がし減額ということにさせていただいております。

議案第6号でございますけれども、これは水道のほうでございます。

水道のほうは、収益的収入及び支出のほうは、まず水道事業収益が、補正が第6号議案のおもてに書いてありますように466万8,000円ということで、合計3億122万3,000円になっているところでございます。それが収入でございます。

支出のほうにつきましては、891万6,000円の減額で、2億8,515万2,000円になるというのが、収益あるいは収入及び支出ということでございます。

それから、資本的支出につきましては4ページのほうに書いておりますけれども、こういった内容で補正をさせていただいているところでございます。

横長の資料につきましては、ここに書いていますように、消費税還付金によってこれを28年度事業に繰り越し等によって減額をし、そして次の2ページにおきましても、これは前にも説明しましたけれども、6番目に書いておりますけれども、いわゆる川東取水井の新設事業につきまして、管渠の布設工事の減ということで減額させてもらっています。

それから、次に繰り越しのところをちょっと見ていただけますでしょうか。川東いわゆる駐車場のところにあります、町職員の駐車場のところで新しい井戸を掘ろうとしているんですけれども、なかなか落札者がいないというようなこともあるんですけれども、これにつきまして今月末に新たに入札して築造工事とそれから電気、それから関連事業を予算としては1億1,440万円で工事を新たに発注してそれを次年度へ繰り越しをさせていただきたいと、こういうものでございます。以上が、水道に係る補正予算でございます。

補正予算の関係予算につきましては以上でございます。これで、一旦説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（稲石義一） 説明が終わりました。

今の上水のほうの立川浄水場のやつ、今月末に入札と言わはったけれども、来月でしたか。

○副町長（田中雅和） すみません、今2月でしたね。3月です。

○委員長（稲石義一） 3月末に入札して繰り越しやね。

○副町長（田中雅和） そうです。

○委員長（稲石義一） ただいまの補正予算の説明が、第1号から上水のところまであったんですけども、これにつきまして、皆さん方、何かご質問ございませんでしょうか。一般会計から国保等がございましたけれども、ご質疑ございましたら、ございませんか。補正予算特別委員会で審査がされますので、その折にということで、きょうのところはこれでよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（稲石義一） それでは、補正予算については質疑がないようでございますので、引き続きまして当初予算についての説明、お願いできますか。副町長。

○副町長（田中雅和） よろしく申し上げます。

そうしたら、資料をちょっといろいろたくさんありますので、確認という意味で、施政方針とかも入っているんですけども、これはまた町長のほうが本会議といいますか定例会のほうでご説明させていただきますので、これは横に置いていただいて、それから、説明させていただきますのは、一般会計の編成概要というものをひとつ出していただけますでしょうか。これに総額等を記載しておりますので、まずここで。いろいろ青いものもあるんですけども、後ろが予算書でないほうのものでございますけれども、予算編成概要のほうで、1ページ目をちょっとめくっていただけますでしょうか。

まず全体概要ということで、予算規模のところからいきなり説明させていただきますけれども、28年度当初予算につきましては44億500万円ということで、対前年度1億2,300万の2.9%増ということでお願いをしているところでございます。これが、先ほど説明しました補正を合わせますと45億773万円になりまして、4%の増となります。

歳入の主なものを若干お話しさせていただきますと、歳入のところの町税というところが丸印書いておりますけれども、これにつきましては前年度2.1%、3,204万

円の増を見込んでおります。その結果15億5,056万円というふうに見込んでおります。特に大きいのが、固定資産税の増ということで2.5%、2,183万円の増を見込んでおります。

地方交付税につきましては減額で2,000万円の減額の見込みで9億円ということを見込んでおります。

それから、臨時財政対策債につきましては、これは4.4%減、1,000万の減で2億1,700万円を見込んでおります。

地方贈与税、各種交付金につきましては、9.2%増を見込みまして、3億270万円と収入につきましては見込んでいるところでございます。

収入の部分等、全般的に説明するのは、1枚もののこのペラ紙に書いていますけれども、当初予算概要ということで、ずっと表としては掲げさせてもらっております。支出については、また別途説明させていただきますけれども、全体の収入のほうはそういうことです。

それで、実際どんなものを28年度事業としてやっていこうとしているかというのを、この資料2つあるんですけども、1つは主要事業調書というのを、ちょっと分厚いやつをひとつお願いできますでしょうか。それから、縦長の3枚目、4枚しかないんですけども、重点施策事業一覧表、これをもとにして説明をさせていただきたいと思いません。

今、説明させていただきますのは、新しく始めたいもの、あるいは拡充したいものを中心に、従来からのものにつきましてはきょうは割愛させていただきます、新規あるいは拡充というものを主に説明させていただきます。

この重点施策一覧というものは、大きく分けまして、まちづくり総合計画に基づきまして目標別にまとめさせてもらっております。

まちづくり目標で、まず(1)で書いていますように、健やかに安心して暮らせるまち【福祉・保健・医療・防災・安全】、こちらの関連のものを37事業をまとめますと12億6,158万円になるということで、これの一覧がここにずっと載せさせていただいております。これがまず(1)における安心して暮らせるまちの事業ということで、この表の見方を若干説明させていただきますと、区分ということで、新規とか拡充とかあります。これはこのとおりでございます。それから、真ん中の行というのが3月補正、先ほど説明しました補正の分が、ここに補正と書いてあればその分に該当するということです。その中のいわゆる総合計画、総合戦略の中で出ております戦略というものが、

このところの星印ということで見ていただくとありがたいです。きょうの時点におきましては、新規、拡充を主に説明させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

この順番にしますので、まず新規、一番上の情報伝達システム整備事業ということで、主要事業調書の4ページのほうお願いできますでしょうか。

これは、防災の関係の情報伝達システムでございまして、内容のところを見ていただくと、下の絵も見ていただくとありがたいんですけども、これにつきましてはいわゆる有線ネットワーク、行政系のネットワークがあるんですけども、これを活用しましてIP告知システムを整備することによりまして、役場から防災関係、災害時のいろんな情報につきまして、各小学校、中学校、保育所等へ連絡をします。それに地震、台風、豪雨、こういったものを送りまして、そしてその場所で放送をしていただくというこういったシステムを今回構築しようというものが、この情報伝達システム整備事業627万9,000円のものでございます。これは新規でございます。

それから、その次、3つ目の拡充ということでキッズのところでございますけれども、拡充しております。6ページをお開き願えますでしょうか。

6ページ、これはキッズ防火隊支援事業50万円お願いしているところでございますけれども、拡充するものにつきましては、内容のところの真ん中の2番目の黒丸でも拡充というふうに書いておりますように、ジュニアの防災検定受験をお願いしたいということで、検定につきましては事前課題、あるいは検定テスト、事後課題の3ステップの検定試験があるわけですが、これを受けていただく。こういったことでキッズさんの人材育成を図っていきたいというのがこの防火隊支援事業でございまして、次に移らせていただきます。

下のほうから上がりますけれども、拡充で障がい者地域生活支援事業、22ページをお願いできますでしょうか。

22ページ、縦長のほうでよろしいですか。障がい者地域生活支援事業1,241万8,000円、この中の何を拡充するかというと、従来事業につきまして、一番上の相談支援事業でございます。相談事業の中の、ここに書いていますように、ちょっと太字になると思いますけれども、サポートことのは、これはむくさんのところに相談センターというんですか、相談の窓口を設けていただくということで、新たに100万円の委託をお願いして、あそこでサポートをお願いしたいということです。4つ相談窓口ができるということになります。その100万を合わせまして214万4,000円という

ふうに拡充をさせていただいているところでございます。

それから、その次、移らせていただきます。縦長のほうの重点事項の中の下から2つ目の新規ということで、26ページをお願いできますでしょうか。

これは、新聞等でも出ておりましたけれども、一億総活躍、こういった中で出てきております。下の方に書いておりますけれども3万円をどういう方に寄附するかと言いますと、次の条件を満たす方でございます。28年度臨時福祉給付金の支給対象者、これ現在3,000円ということになっておりますけれども、それから障害基礎年金あるいは遺族基礎年金を受けておられる方、それから28年度に65歳以上となる高齢者の方に1人3万円ということで、ざっと3,000人ぐらいになりますかというのがこの事業の新規事項です。

それから、その一番下、28ページをお願いできますでしょうか。

これは、新規事業でございまして、高齢者等耐震シェルター設置補助事業、どんなものかと言いますと、対象となる住宅を見ていただきますと、57年以前のところで耐震が必要であるとそういったおうちの中で、耐震事業をまだ受けられていらっしゃらない方に、家の中にシェルターをつくっていただく費用、部屋の中にもう一つ部屋をつくると、そういうイメージを持っていただけたら、頑丈なもの、そういったものが既製品のなものがあると聞いております。それにつきまして10万円を超えた分の超過額を補正すると、ただ限度額は30万円ですよということで、5世帯分のシェルターを予算計上させていただいているところでございます。

それから、その次の重点事項のほうをめぐっていただきますと、一番上、それから2つ目、療育教室運営事業ということで、40ページになります。

これは、発達支援を要する方につきまして、拡充ということで下のほうに書いておりますけれども、作業療法士さんのスタッフを新たに加えさせていただきまして、受け入れ児童数もふやしていきたいというふうに拡充をしていきたいというふうに思っております。

それから、その下、43ページをお開き願えますでしょうか。

これ事業費、43ページを見ていただきますと、1億5,778万8,000円、小規模特養の件でございます。小規模特養につきまして設置のほうを進めていただきたいと思いますというふうに思っております。府からの補助金分があります。その分が黒丸の上のほうですけれども、まず施設整備の助成ということで29床分、これが1億2,383万円、それからいわゆる準備費ということで1,800万、それから定借の

関係で1, 294万9, 000円ということで、合わせまして府の基金のほうからお願いしている分が1億5, 478万8, 000円になります。これに町のほうも合わせて支援といいますか補助したいということで、この町のほうの考え方ですけれども、上のほうの①の1億2, 383万円という施設に対する府から補助金、これのおおむね半分ということで6, 000万円を想定しまして、これを20年払いで300万円を毎年補助をしていきたいと、こういった事業を28年度お願いしているところでございます。

それから、その次、44ページをお開き願えますでしょうか。

認知症カフェということで、これにつきましては新たに145万7, 000円ということで、認知症の方のカフェいわゆる立ち寄れる場所ということで、下に書いていますように3カ所設置したいということです。3カ所といいますのは、山口医院さんのところにありますマドンナと、萩の里と、それから社会福祉協議会、やすらぎ荘、この3カ所を考えているところでございます。

それから、中ほどのコツコツ骨ということで、これ拡充ですけれども、49ページお願いできますでしょうか。

黒丸の3つ目が拡充になっています。ロコモティブシンドロームですか、特に、立つ、歩くところといった機能が低下されていく、こういった状況に対し講習を行いたいということで、これを拡充したいということでございます。

それから、がん検診の50ページ、次のページですけれども、これをお開きいただけますか。

50ページも拡充しております。一番上の前立腺がんのところを拡充しております。これにつきましては、今までだったら200円必要としていたところを拡充ということで無料にやっていきたいというもので、拡充でございます。ほかは変わっていないんですけれども。

それから、中ほど下、55ページです。

通所型介護予防事業ということで、これの拡充につきましては55ページの下の方に書いていますけれども、元気はつらつ「強化型教室」こういったものを設けていきたいと、体育館のトレーニングセンターで、年5回シリーズで、65歳から74歳の前期高齢者ですかを対象にやっていきたいというところでございます。

これが55ページでして、それから下のほうにいきまして、69ページ。

先ほどのシェルターのほうと若干重なるところもあるんですけれども、拡充というふうに書いてますけれども、これも、この中で耐震のほうでも再掲になりますけれども助

成を行おうということでございます。再掲ではないということです、すみません。

それから、下のほうにいきまして、もう一つ、75ページ。

ちょっとこれ私もよく把握していないところなんですけれども、これにつきましても拡充をしていきたいということでございます。

それから、次、重点事項の3ページのほうは(2)で書いていますように、今度は便利で快適に過ごせるまち、こういった関係のところをくくりまして、25事業の6億9,782万円をお願いしているというところでございます。

まず最初に、上から2つ目の、ちょっとページ数戻るんですけども13ページをお願いできますか。

13ページに戻っていただきますと、事業内容に書いてますように、これはICOCAを持っておられる方を対象にして、ICOCAで登録された方に対しましてポイントを付加されます。利用するとポイントを付加されるそういったシステム開発をしようということで、京阪バスのほうでやられるという中で、事業費の中で下のほうに負担割合を書いてますけれども、この事業費3,000万余りにつきまして、国と、京都府と、沿線市町が負担していくということで、本町、宇治田原町の負担は31万3,000円になるということになります。こういったシステムの導入を図っていこうということです。これは新規事業です。

その次のページ、14ページをお願いできますでしょうか。

これは、コミュニティバス運行支援事業ということで14ページに書いていますけれども、拡充は一番下にありますように、小型車両を購入して、そしてスクールバスとの一本化を図っていききたいと、こういうふうを考えているところでございます。バスの更新ということになります。

それから、58ページをお願いできますでしょうか。

58ページは、中ほどに書いています雨水タンクの購入金額について、これ拡充しております。今までは、町のほうで2分の1限度額2万ですよということにしていたんですけども、府のほうからの上乗せというんですかありまして、府のほうで4分の1プラス1万という負担になりましたので、合わせまして4分の3、そして上限が3万というふうに拡充をさせていただきたいところでございます。

それから、次、60ページお願いできますでしょうか。

60ページは、新規事業でございまして、ハンドブックを町独自のものをつくって全戸配布をしていきたいというふうに考えているところでございます。これが新規事業と

ということです。

それから、61ページでございますけれども、これも新規ということで、いわゆる塵芥収集車、これは内容に書いてますようにダンプと、それからパッカー車になりますけれども、燃えるごみあるいは油脂、こういった収集に使われておりますけれども、2台とも更新をしていきたいと、こういうふうに考えているところでございます。

それから、67ページでございますけれども、これにつきましては、総合計画におきましてゾーニングと出ておりますけれども、これにつきましては都市計画マスタープランということで、新市街地ゾーンとかそういったものにつきましても見直しも含めまして、都市計画プランを変更あるいは新たに作成の部分も含めましてつくっていききたいと、こういうふうに考えているところでございます。これは新規事業。

それから、74ページをお願いできますでしょうか。

これも新規事業でございまして、これは地籍調査、府全体自身も全国的にかなり地籍調査の進捗が悪い、ワーストワンとかそういうふうに使われているということで、宇治田原町においてもまだ地籍調査をやっていないんです。どんなものかと言いますと、趣旨のところに書いてございますけれども、要は土地の境界とか面積とかを実際に測量することになります。これを先にしておきますと、例えば道路、いろんな河川とかそういった公共事業をするに当たってもかなり促進が図られると、いわゆる境界画定を新たにはしなくてもいいと、そういったこともありますので、事前に地籍調査をやりたいと。場所につきましては、内容のところに書いていますように宇治田原山手線の付近ということで、南から立川、面積1.2平方キロ、大体1キロ掛ける1.2キロというふうなことになりますけれども、これ3カ年計画でやっていきたいというふうに考えています。

新たに、また来年度からは違う場所、今の場所よりももう少し東側のほうに移りますけれども、それについてもまた立ち上げていきたいと思っておりますけれども、まずはこの南立川の1.2平方キロで調査をやりたいというのが地籍調査でございます。

それから、80ページをお願いできますか。

80ページについては下水道、今現在公営企業会計ということで、上水道のほうは使っているんですけれども、下水道のほうについても、総務省の指導もありますけれども、これをやっていく。これの支援の業務委託を、いわゆるシステムを立ち上げなかったらなかなかこれは運用できませんので、そういった支援の委託をお願いしたいということで310万円のお願いをしているところでございます。

それから、次に、重点事項の中の(3)のほうになりますけれども、(3)活気にあふれる交流のまちというので、これにつきましてはほとんど全部補正のほうで上がっておりますので、今回については説明はすでにやりましたので割愛ということにさせていただきますけれども、こういった事業があります。

それから4番目、子育てと学びを応援するまち、こういったことで全体が38事業2億6,044万円ということでございます。

30ページのほうをお願いできますでしょうか。

少子化対策、30ページです。一番上の内容のところに書いてますように、婚活につきましては継続事業ですけれども、新たに結婚・子育てポジティブキャンペーンということで、こういったことをやっていきたい。それから若手社員との交流、少し外へ出て、町職員においてもいろんなイベント的なもの、こういったいろんな交流事業をやっていきたいと、こういうふうを考えております。これにつきましては、新規ということで上げさせてもらっています。

それから、次に、31ページ、お隣のページですけれども、これは育児用品につきましては、新たに子どもさん生まれますと、この四角に書いていますようにおむつとか、それから抱っこひもですか、おんぶひも、こういったものを購入費を助成しましょうということで、年度内1回、金額は助成額のところに書いていますけれども、お子さん1人につきまして2万円ということで、お子さんは1人ですから双子であれば4万円ということになりますけれども、それが31ページでございます。

それから、その次で32ページ、次のページも新規事業でございますけれども、これは出産・子育てイベントスタンプラリー事業ということで、スタンプカードを配って、そしてスタンプが一定たまればプレゼントもしていきましょうと、こういった事業でございます。

それから、その次、33ページですけれども、これは孫いわゆる3世代といいますか、おじいさん、おばあさん、こういった者も巻き込んで子育てについて一緒に頑張ってもらいましょうと、こういった講習会等そういったものやっつけよう、交流事業をやっつけようというものが、いきいき孫育て事業ということで上げさせてもらっております。

それから、37ページでございますけれども、37ページは、病気をされて、そしてまだ回復期に至っていない、あるいは回復途中であると、そういった方でまだ保育所等は無理だというような方につきましては、下に書いていますように田辺中央病院の中にやすらぎ保育園というのがありますので、このほうと連携して、こちらのほうでお世話

になりをお願いしたいというようなことで、この事業を立ち上げているところでございます。

それから、その次、38ページ、1枚めくっていただけますか。

小学生入りますと体育という授業も出てきますので、そういった体育関係のことになってもらいましょうということで、5歳児を対象に、跳び箱、マット、鉄棒、こういったものの勉強をしようと、教室みたいなもの、こういったものを年に12回やっていきましょうというものでございます。

それから、引き続きまして39ページでございます。

これは、保育所に対する支援なんですけれども、拡充というふうに書いておりますように、拡充のところが、今までであれば自己負担満額であったところをこういった条件をつけながら半額等にしていくと、あるいは無料にしていくという内容でございます。

それから、41ページ、新規事業でございます、これは1歳から5歳の方に対する発達相談員あるいは臨床心理士さんに指導をお願いしたいというのが41ページのペアレント・トレーニング事業でございます、46ページのほうに移っていただけますか。

46ページも新規事業でございます、これは授乳育児相談ということをお産師さんのほうにお願いしたいということで、内容を一番下に書いていますけれども、相談日を設けて、助産師による指導をお願いしたいということでございます。特に、母乳が出ないとかいろいろ悩みの多い方がいらっしゃるというのを聞いておりますので、こういった事業を起こしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、103ページでございますけれども、図書館の関係で、後ろのほうの。

図書館につきましては、開館20周年記念ということで、20周年を迎えますので、記念事業として内容に書いていますように、ファミリーコンサートあるいは絵本ライブとか、こういったことを事業をやりたいというふうに考えております。

それから、その次のページ、104ページでございますけれども、これにつきましては、こんにちは赤ちゃん絵本ということで、保健センターで行われている乳幼児健診の、そのときに図書館司書とか、ボランティアが皆さんに絵本の読み聞かせ、あるいは絵本のプレゼントとか、こういった事業をやりたいというふうに考えております。

それから、105ページは拡充ですけれども、これは、105ページの真ん中辺にちょっと太字になると思いますが、いわゆる早朝開設、これをやっていきたいということで、今7時半、ことし28年7月1日から7時半からに、土曜日、長期休業のときに早朝開設をやりたいというふうに思いますと同時に、田原児童館ですか、こ

ちらのほうに空気清浄機を2台の配備をしていきたいと、こういうふうにも考えているところがございます。

それから、その次が106ページになりますけれども、こちらは給食。これは、町制施行60周年を記念しまして、祖父母参加の給食の試食会をやっていきたいということで、小学校、中学校あるいは幼稚園、それから保育所の園児の皆さん方のほうに、給食の試食会を行っていきたいというふうに考えております。

それから、あと3つ、行政の基本姿勢というところで、新規で起こしているものなんですけど、一番最初のほうに戻っていただきまして、町制60周年の記念事業をやっていきたいというものが、1ページ目に書いております。

325万お願いしております、記念式典とか講演会、あるいは表彰、感謝状の授与をお願いしたいというふうに思っているところがございます。

それから、11ページのほうへ移っていただけますか。

11ページは集会場の関係なんですけれども、これを拡充ということで掲げさせてもらっていますけれども、真ん中の補助金の限度額のところで書いていますけれども、新築のところなんです。今までは、新築の場合は備品とか、建物とかも一括して限度額1,000万というふうな考えを持っていたわけなんですけれども、この際はっきり、新築のときの備品を新たに購入ということもあるだろうということで、別々の立てをしております。建物につきましては2,000万を対象に2分の1、備品等600万に対して2分の1ということで、それぞれがこれ以上になりますと、合わせて1,300万円の限度額ということで、拡充をしているところがございます。これ実際、南さんの集会場については、これはもうこういう解釈で進めておりますけれども、はっきりとここでうたっておくということにさせていただいたところがございます。

最後に、10ページになります。

これは、総合戦略についての推進いわゆる進行管理を行うということで、委員会等立ち上げましてしっかり見ていく、管理をしていただくというのが10ページに上げておりますまち・ひと・しごと創生総合戦略の推進事業ということでの委員会の開催費用ということで19万2,000円をよろしく申し上げます。

以上が、主な概要です。これは一般会計の分ということで説明を終わらせていただきまして、あと次に、国民健康保険等のほうに移らせていただきますので、よろしく申し上げます。

国民健康保険につきましては、この色でございますけれども、国民健康保険（事業勘

定)ということで特別会計になりますけれども、1枚めくっていただきますと、予算金額ですけれども14億1,026万1,000円ということでお願いしているところでございます。これにつきましては、説明資料というふうに書いておりますけれども、もう簡単なことしか言いませんけれども、対象者の数、それから実際の給付の金額を資料としてつけさせていただいているところでございます。

それから、次に、後期高齢者の特別会計のほうですけれども、これにつきましても1枚めくっていただきますと、金額が9,872万9,000円をお願いしているところでございます。これにつきましても、対象者が資料のほうに書いていますけれども1,191人ということの対象者となっております。

それから、介護保険につきましても、1枚めくっていただきますと金額書いておりますけれども7億3,675万7,000円ということでございます。

それから、その下にも書いておりますけれども、介護サービス事業勘定につきましては417万9,000円ということでお願いしているところでございます。資料につきましては、対象者の人数とそのほかを記載しているところでございます。

それから、公共下水につきましては、1枚めくっていただきますと6億3,055万8,000円ということです。主な内容につきましては、当然通常の処理場の管理あるいは管渠の管理合わせまして、面整備についても逐次進めていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、水道会計につきましては、1枚めくっていただきますと金額等書いていますけれども、これにつきましてはいわゆる良好な水道水を供給すると同時に、主な改良事業として、1枚めくっていただきますと真ん中に書いていますけれども、立川浄水場の先ほども説明しましたけれども取水井の新たな掘削といいますか取水井をつくるというところでございます。

それから、くつわ池の送水管の新設事業と、それから禅定寺加圧ポンプ場移転申請事業、こういった主な施設、資本的な新規というか新たに起こす事業を入れているところでございます。

以上が、特別会計についてはかなり走りましてけれども、補正予算の説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（稲石義一） 当初予算について説明があったところですが、何かきょう聞いておきたいというようなことがあればお受けいたしたいと思いますが、いかがですか。今西委員。

○委員（今西久美子） 公共料金について、例えば保育料とか各施設、公共施設の使用料等々で、新年度の変更というのはございますでしょうか。

○委員長（稲石義一） どうですか、公共料金の改定の質問ですけれども、28年度、今回の部分で考え方。副町長。

○副町長（田中雅和） その件では、先ほど保育所の拡充とかはありましたけれども、そのほかは特に値上げというのは、今、私自身は聞いていないところでございますけれども、理事のほうからもしあれば補足させていただきますので、よろしくお願いします。

○委員（今西久美子） それと、後期高齢者特別会計ですが、以前、地方紙に保険料の値上げという記事が載っていたんですけれども、今わかるでしょうか。

資料は入っているんでしょうか。

後期高齢者の保険料引き上げになるのではないのですか。広域連合なので、その辺把握はされていないということですか。

○副町長（田中雅和） 私は、今の時点では聞いていないところでございます。

また、確認は後日させていただきます。

○委員長（稲石義一） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（稲石義一） ないようでしたら次に進めていきたいと思えます。

3つ目は、条例改正等ですね。副町長。

○副町長（田中雅和） 第13号議案のほうから順番に、よろしくお願いいたします。

第13号と、それから縦長もありますけれども、第13号につきましては組織改正に関係する部分でございます。わかりやすくまとめましたところは、議案書の1ページを見ていただきますと新旧のほうありますので、これがわかりやすいと思えますので、若干これで説明させていただきますけれども、議案書と資料としての第13号というのであると思えます。まず議案書、よろしいでしょうか。

これ申しわけないんですけれども、2枚めくっていただきますと、新旧対照表も出させていただきますけれども、今までにつきましては……。

議案書のほうちょっとめくっていただけますか。

右のほうが現在の組織、町長の権限に属する事務については次の課をというふう書いておりまして、総務課以下ずっと書いているんですけれども、今回につきましては部のみを記載するというふうにさせていただきます。部を置くということで、総務部、健康福祉部、建設事業部、この3つを置きます。

それで、じゃ今までの課とかはどうなるんだということにつきましては、1枚めくってもらえますか。

1枚めくっていただきましたら、3ページ目になるんですけども、そのほかにつきましては規則で定めるということで、課とかその辺の設置につきましては規則で定めさせていただきたいというふうに思っております。

教育委員会における教育部長さんというのがあるんですけども、これにつきましては規則のほうで定めさせていただきたいと、こういうふうに考えているところでございます。

それで、縦長の資料のほうにちょっと戻っていただきますと、これに関しまして組織の名前といいますか、組織の設置が変わりますのでいろんな、例えば①で書いていますように、情報公開の保護条例審査会だとか、こういったところには今までは企画・財政課となっているところを総務部企画財政課と、こういうふうに部を頭につけた記載といいますか名称にするということでありまして。それ以下、2番目から開発審議会とかずっとあります。10番目までありますけれども、全て部を頭につけた表示にすることが今回のお願いする案件でございます。

これが第13号でございまして、次に第14号のほう移らせていただきますが、よろしいでしょうか。

第14号、これも資料のほうがわかりやすいですので、第14号のほう資料で説明させていただきますけれども、これは、行政不服審査法という法律がございまして、これが改正されます。これにつきましてどういうことかと言いますと、今まで不服審査とかこういったものにつきましてはあやふやなところ、特に下の図面を見ていただきますと、左のほうが現状でございまして、住民の方が不服審査を申し出られましても、町の中でも一定整理するというような形になっていたんですけども、従来からこれはいかなかなというようなこともありまして、実際いろんなものにおいてはきちっと整理された第三者機関あるところもあるんですけどもないものもありますので、今回そういった不服審査につきましては、右のほうにありますように第三者機関を設けて、ここできちっと審査請求に対して答申をしようと言いますか、そういったことをしなさいと、そういったことになっておりますので、町におきましても第三者機関を設置するというところでございます。

中身につきましては、請求がありましたら、これにつきまして処分に関してどうだということといった審理を行うと。これは町の職務でありまして、この審理をした採決の中

身につきまして町長が第三者機関に諮問をすると、第三者機関はそれでいいとするのか、あるいはまたこれ直しなさいと、そういった答申がきます。その答申を受けて、町長は審査請求をされた方に返すということで、こういった内容の第三者機関。これにつきましては、条例のほうの後ろのほうに書いてますけれども、1枚めくっていただきますと書いていますけれども、3人の方をお願いして審査会を立ち上げますということでございます。庶務につきましては、総務課に置きます。

行政不服審査法の改正につきましては、こういった審査会を設けなさいというのが一点と、それから、その次の絵の下に書いてますように、申し立ての手續につきましては、今まで不服申し立ての手續というのがばらばらというふうなことがありましたので、審査請求という表示に一元化するというのが2つ目と、それから、期間が今までは60日だったのを3カ月に延ばすということに変わります。

こういったことで、不服審査について今までは町長部局でやっていたものを第三者機関にチェックをお願いするというふうなことが第14号でございまして、引き続き第15号のほうに移らせていただきますけれども、これ関連しておりまして、第15号につきましては、行政不服審査法が改正されましたので、関係するこういった不服申し立ての条例といたしますか、そういった審査をしているところがありますので、それについても資料のほうの議案第15号資料ということで上げていますように、関係する条例が1番から10番まであります。こういった条例につきましても、あわせて改正していこうということでございます。

例えば、①の宇治田原町情報公開条例でございまして、これにつきましては、一定こういった審査法のほうも整理されているところがありますから、これにつきましては、審査員の手續を除外するというところでございます。

それから、審査についてはこういった審査会がございまして、この審査会でやっていただくということでございます。表現の改正はありますけれども、基本的には余り変わらないというような状況が1番とか2番とかあります。

それから、3番以降については、かなり今回のこういった審査会のあるところについては、先ほど言いました行政不服審査法に基づく審査会のほうで審理をお願いしたいというような形になります。

それが第15号で、第16号のほうに移らせていただきます。

第16号のほうにつきましては、これは、宇治田原町まちづくり総合計画の推進条例ということでございます。これも資料、カラーのほうがありますので、このカラーのほ

うをちょっと見ていただけますでしょうか。これについて説明させていただきますけれども、まちづくり総合計画につきましては、これをどういうふうにするかというのを条例で定めようということでございます。

それで、第2条の中ですけれども、まず、総合計画とは何ものだということによってどんなものを記載し、そして定めるんだということ、第2条で、総合計画は基本構想と基本計画を定めると。この2本のものを定めるものが総合計画でございますという定義をいたしまして、定めるのは誰かというのが第3条です。これは、町長が策定するということでございます。

そして、第4条・5条で、基本的な理念についてはどんなもので、姿勢を定めております。

それから、そういったことを町長が策定するに当たっては、審議会に諮問しなさいよというのが第6条から第11条でございます。それが審議会への諮問のことに係る記載でございます。そして第12条、これが議会の議決を求めなさいと。そうすることによって、総合計画は成立しますよと。こういった条例をお願いするところが第16条でございます。

それから、次に第17号ですけれども、これも縦長のほうの資料を少し見ていただきたいと思っておりますけれども、こちらのほうわかりやすいですので説明させていただきますけれども、これは府民税で600円、真ん中に書いていますけれども、府民税の均等割に600円を上乗せして、京都府のほうの一旦税になります。それを森林の多面的機能を維持する、あるいは増進すると、森林の保全のために使う費用として各市町にその税を配分しようというものでございます。町におきましては、まずは基金に積み立てて、そして今後、先ほど言いました森林の保全に要する費用について今後は支出していきたいというふうに考えております。

考え方で、下のほうに丸の下から2つ目で、基本枠の考え方というように書いていますけれども、これどういうふうに配分されると言いますと、基礎分と客観的指標分と2つありまして、まず、基礎分の均等割が1市町村100万円ということで、小さい、大きいにかかわらず100万円を均等割で配分しますと。それから、残り2分の1について、残り100万円分、26市町村除いた分の2分の1につきましては、納税義務者が2分の1、それから客観的指標分ということで、森林面積について4分の1面積割をします。それから、人口割についても4分の1しますということで、通年と28年若干違うんですけれども、28年度幾らかと言いますと、下の枠の中の右のほうに書いて

いますように217万4,000円が28年度来ます。

それから、通年になりますと231万6,000円。若干ふえます。これは、賦課する方法が少し若干、普通徴収と特別徴収と2種類ありますので、その関係でこういったことが生じているところでございます。

18番目ですけれども、これは人事行政の運営に関する条例。これは条項の整理ということになるんですけれども、地公法が改正されまして、条項じゃないですね、すみません。地公法が改正されまして、今までであれば、いわゆる公表するものは何かと言いますと、給与とか、それから退職人数だとかそういったものを公表していたんですけれども、これからは、ここの概要のところに書いていますように職員の人事評価の状況はどうかと、人事評価はどういうふうにしてんねやと、そういった中身。これも結果等も含むとなっておりますけれども、それから休業に関する、休んでいる状況はどうかと。それから、退職した後どういうふうなところに再就職したとか、こういったことについても今後は公表をなさいよというようなことというふうに地公法が変わりましたので、それに合わせまして条例の改正をお願いしているところでございます。

それから、次が事項の整理ということだけなんですけれども、第19号ですけれども、縦長のほうの資料に書いていますけれども、地公法の改正がありました。それにつきまして、改正内容のところを見ていただきますと、要は地公法の中で1つ項目が減りました。削除されましたので、速やかに達成するとかそういう表現、当たり前のことが書いてあったのでそれはもういいだろうということで、第2項が削られた関係で条項の整理ということで、番号が1つ上へ上がったということで、内容は何ら変わりません。以上です。

それから、第20号のほうへ移らせていただきます。第20号につきましては、災害補償等に関する条例の制定ということですね。

これにつきましては、議員さん、それからその他非常勤職員さんの公務災害補償における労災年金に乗ずる調整率というものが変更になります。これ法律の改正によってこういうふうに、真ん中のほうに改正内容が書いていますけれども、0.86から0.88に改正されるということでございますので、条例もそれに合わせて改正するというところでございます。

それから、第21号につきましては、これは消防団員さんのほうの同じ内容でございますけれども、これも縦長のほうの表に書いていますように、0.86を0.88等に改定するというのが第21号でございます。

それから、第22号でございますけれども、これは議員の皆さんの報酬です。これにつきましては、内容は、これは2月16日に特別職報酬等審議会で答申いただいて、その中で期末手当については0.05カ月分引き上げが妥当であるというような答申を受けておりますので、改正内容に書いておりますように0.05カ月の引き上げをしまして、年間3.1カ月が3.15カ月になるということで、12月1日、昨年末の期末勤勉の中にも反映されるという形になりますということのお願いです。

それから、同じく給与の関係するところですが、第23号をお願いできますか。これは、私ども特別職それから職員さんの両方の分の給与について、ここで条例の改正をお願いするところでございます。縦長の資料のほうがわかりやすいですので、これに基づいて説明させていただきます。

改正内容でございますけれども、よろしいでしょうか。まず、職員さんのことを書いています。(1)宇治田原町職員の給与に関する条例ということで、勤勉手当です。これにつきましては0.1カ月でございます。これは人勧どおりということで、これで期末勤勉につきましては、4.1が4.2になります。一般職員さんと管理職員では勤勉手当の月数違っておまして、1.5を1.6にする分と1.9を2.0にするということで、こちらのほうに改正を行います。

それから、②番目、管理職の昇給抑制廃止。これにつきましては、現在、管理職は5級・6級でございますけれども、今まで昇給は、以下の方は4号昇給なんですけれども、3号昇給ということで抑制しておりましたので、それをなくしまして、4号昇給にすると。

それから、3番目、これは労基法に準拠してきちっと時間外の算出計算するのが、休日のほうもきちっと計算に入れてやります。今までちょっとあやふやな表現になっていたのをはっきりと休日の日数も入れて計算すると、こういったふうにきちっと表現をするということで改正をします。

それから、④番、期末手当における役職加算。これは4級というのは係長さんになるんですけれども、係長さんの役職加算につきましては、3級と一緒の5%だったんです。これを、係長さんにつきましては7%にアップするというのがこれです。

それから、⑤番目、これは、先ほど言いました行政不服審査法の改正に伴う文言の改正。

6番、55歳以上の給与。これ今まで減額していたものを終了するというので、30年3月31日で減額をやめると。4月1日以降からやめるということで、人勧のと

おりということです。

それから、7番目、標準的職務区分表の見直しということで、これは、ちょっと条例のほうを若干見ていただきますとわかりやすいんですけども。すみません、条例のほうのちょっと表現のことなんですけれども、6ページ目、後ろのほうの新旧対照表の6ページを見ていただきますと、こういうことです。今までだったら、例えば一番上は、準ずる職務とかこういうふうになっていますけれども、こういったものをきちっとこちらのほうで、わけがわからんと、準ずる職務とは何やというのがわからんというようなことがありました。これは、従来からきちっと整理するような指導もありまして、この際、課長補佐及び所長の職務ということで整理をしたというのがこれでございます。

それから、8番目、給料表の見直し。これは、給料表につきまして、平均1.3%引き下げますけれども、30年3月31日までは現給保障の実施ということをやりますということです。これにつきましては、下のほうでも書いていますけれども、施行期日のほうを見ていただきますと28年4月1日からですから、この4月、28年度から新規にこの新たな給料表ということでやっていきます。

ちなみに見ていただきますと、今開いていただいています6ページ、7ページを見ていただきますと給料表が出ております。この給料表で見ていただきますと、左から1級、2級から6級まで上がっているんですけども、2級の欄を見ていただきまして、24号俸のところを見ていただきますと、24号俸について22万9,400円となっております。これよりも低い方につきましては、左のほうがアップになっております。それから、この金額よりも大きいほうの号俸あるいは級の人については、左のほうダウンすると、こういった状況に給料表になります。そういう関係もありまして、若い人に対してはちょっとこの位置でもう少し、あと2カ月申しわけないんですけども、この給料の新しいほうにはいかないんですけども、こういった給料表の切りかえを来年の4月1日からやっぺいこうということで、現給保障ということですので、この2年間につきましては現在もらっておられる方、右の表でいきますと、例えばその金額をそのままいくということでございます。

それから、(2)番目ですけれども、特別職で常勤のものにつきましては、これは0.05の引き上げということで、これは議員さんと同じ金額になっております。これにつきましても、期末あるいは勤勉手当の引き上げにつきましては12月1日、職員につきましても特別職については、同じように引き上げという形になります。

これが給料表でございまして、それから、町税条例の改正ということでございます。

これは第24号でございます。これも縦長の資料でざっと説明させていただきますけれども、これは、1つは不服申し立てにつきましては審査請求に一元化するのが1点と、もう一つは申請書、こちらのほうの条例のほうに書いていますけれども、今まで申請書の中に個人番号を書きなさいよと、住民税の減免したり、特別土地保有税の減免を申請するときに、個人番号を書いてくださいとなっていたんですけれども、これは総務省からの通知がありまして、この前入れたところでございますけれども個人番号については削除するという条例の改正でございます。

第25号議案ですけれども、国民健康保険税条例の改正ということで、これも国民健康保険運営協議会のほうからの答申がありました。2月15日に、いわゆる税額の改定については実施するのが適切であろうということの答申もいただいております、それを受けまして、第25号の資料のほうを見ていただきますと、縦長の資料で表がある分でございますけれども、若干説明させていただきます。

これにつきましては、28年度についてどうするかということなんですけれども、28年度の見込みを計算しますと、黒丸のところなんですけれども、財源の不足が見込まれます。財源の不足額は約3,000万円を見込まれます。3,029万8,000円としておりますけれども。これにつきましては、やっぱり国保については独立会計を原則としておりますので、そういった中で何とかしようということで、赤字も出さない方向で何とかならないかというのが下の対策方法でございまして、不足する財源に対する措置1番は、一般会計から臨時財政支援ということで1,500万を繰り入れします。それから、2番目の税率改正ということで、これは被保険者の皆さんに負担をお願いしたいということで、半分は、1,500万はお願いしたいということでございます。

ちなみに基金に関して言いますと、28年度については、基金の積み立てのほうございません。27年度分は、基金は1,000万積み立てありますけれども、それはそのまま基金として置いておきます。

それで、改正内容でございます。保険税率の改正ということで、医療分にのみ改正を行いまして、現行の次に太い枠で書いていますように設定率と額ですけれども、所得割の6.15%が6.75%に上げ、それから資産割は変わりませんで、その結果、応益割については2万4,800円が2万6,400円に引き上げ、均等割については2万5,800円が2万9,400円ということに上がります。この応益それぞれに費用変わります。

1枚だけめくっていただけますか。資料の1枚めくっていただきますと、1人当たり

の本当に平均ですから誰に当てはまるか別ですけれども、割り算した結果だけの話になるんですけれども、1人当たりの調定額です。これは、改定前が年間8万3,377円だったのが8万9,322円ということで、7.1%の改定率になります。5,945円のアップと、年間。これは10回払いとなるんですけれども、1回当たり6,000円、月当たり直すと500円1人当たりの引き上げになりますけれども、これをよろしくお願ひしたいという内容でございます。これが国保の税率改正の件でございます。

それから、第26号でございます。第26号につきましては、これも縦長の資料を見させていただきますと、宇治田原町指定地域密着型サービス事業の人員、これに関する人員、設備及び運営について基準を設けるということでございます。基本的には、国からの指示があるものでございますけれども、町独自の基準も一定設けております。これは3番目のほうに設けておまして、記録の整備の消滅期間につきましては、これを保存期間を2年から5年に伸ばしているということです。具体的な中身につきましては、対象事業所も書いておりますけれども、萩の里とそれからデイサービス・マドンナが対象になるんですけれども、これは既に京都府のほうからの指定も受けておられますので、町のほう条例をつくりましても、基本的には、この2つにつきましてはもう指定したものとみなして扱わさせていただいております。要は法律の改正によりまして、府の指定が町の指定に変わったということでございます。一定、独自色は出せるということにはなっております。

それから、その次の27は、今度は……。すみません、先ほどのこの密着型サービスは、要支援と要介護を認定されている方を対象としたサービスでございます。

それから、第27号議案ですけれども、これも縦長の資料でお願いしたいんですが、今度は地域密着型介護予防サービスということです。これは、要支援1・2の認定を受けておられる方を対象にしたサービスでございます。これにつきましては、一番下にも書いていますように、認知症対応型通所介護事業所は現在のところ町内にはございません。山城北管内で15あるんですけれども、ありません。これにつきましてどんな改正内容とかと言いますと、認知症対応型通所介護につきまして今度追加されまして、これにつきまして、運営推進会議の設置をなさいますよとこういった改正がございましたので、これを受けまして条例改正をお願いするところでございます。

それから、次に企業立地の分でございます。これは、企業立地の時限立法になっておまして、これも資料のほうを見ていただくとわかりやすいんですけれども、表の中

に書いていますように、固定資産税の5分の4相当額について減免したり、あるいは正規雇用者を雇われますと30万円を限度として補助すると。こういった助成金があるんですけども、これは、実は今年度いっぱい期限切れになるということでございますので、これを同じ内容で4年間延長したいということで、この改正をしようとするものでございます。これが28でございます。

それから、29につきまして説明します。これ先ほども総合計画の中で述べましたけれども、1つ廃止をさせていただきたいと思えます。ともに創るまちづくり推進条例につきましては、先ほどのまちづくり総合計画の条例を策定をお願いしたところでございますので、このともに創るまちづくり推進条例については廃止をお願いしたいということでございます。

それから、次に第30号、これ診療所の関係でございます。これも資料のほうに書いていますけれども、かつき診療所ということで昭和60年から開院されていたんですけども、これについては、今、診療もされておられませんので廃止をするということで、今、閉まっておりますので、この条例についても廃止をお願いしたいということでございます。

それから、次に第31号、町道路線の認定。これにつきましては、この議案の1枚だけめくっていただきますと起・終点を書いてあります。議案の起・終点を見ていただきますと、起・終点が今度変わっております。何で変えなければいけないというのを説明させていただきますけれども、こちら資料の図面とあると思えますけれども、この図面の中の赤いのが宇治田原山手線でございますけれども、右のほうの上にありますと別図参照というのがありますけれども、ここまでが終点ということになっているんですけども、1枚だけめくっていただけますか。簡単に説明させていただきますけれども、この重複区間(OV)と書いていますけれども、この赤い点点点とあって矢印がありますけれども、この位置がいわゆる宇治田原町と大津市の境ですので、ここまでが宇治田原山手線の終点やということで、変更前、禅定寺高尾6の1番地ということで決めているんですけども、ところが、実際、現地に出かけると、持ち主さんの方の立ち会いで決めていっているんですけども、実際はこの場所ではないと。もっと違うところがいわゆる大津市の青木ケ谷380番地と、それから高尾の1番地の境界はもっと下のほう、図面でいう下のほうなんですけれども、いわゆる南のほうで青い線が入っているところ、青い1点鎖線がありますけれども、この場所が境界であるということになりまして、それを受けまして、実際のところ終点がここになるんですけども、たまたま

といいますか、境界線が橋の上でございますので、橋につきましては、やはりそれぞれの管理者が別々というのはよくないということで、お互い重複して管理しましょうというようなことになっております。そういった場合についてはどうするかといいますと、お互い先のほうまで、宇治田原町で言えば、この青いところから先ほど言いました赤いところの先まで認定をしておく。大津市さんについても、逆に青いところからもう少し下のほうまで認定をしておく。ダブル管理というような形になっています。そのことが、次の1ページめくっていただきますと、地方自治法あるいは道路法で記載しているところでございます。その結果、ダブル管理ということになってしまいますので、認定の場所が、議案にありますように、終点が禅定寺のほうから大津市の大石小田原のほうに変わっていくということでございます。これをよろしくお願ひしたいというのが第31号でございます。

そして、第32号のほうに移らせていただきますけれども、第32号につきましては、先ほどの条例をお願いして、実際の総合計画がどんなものであるかということで示しまして、これについて議会の議決をお願いしたいということでございます。内容につきましては、既に全員協議会等で説明させていただいておりますので省略させていただきますけれども、ここのまちづくり、この太い本、この中に、まず最初に基本構想ということで1枚めくっていただきますと書いておりますし、それから26ページのほうあけていただけますか。26ページの右のほうに基本計画・前期となっていますけれどもあります。この基本構想と基本計画・前期ですけれども、これにつきまして議決をお願いしたい。そのものと合わせまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンということで、これはもう一つのカラーでないほうの冊子のほうを見ていただきますと、この中に、実際には人口ビジョンということで1枚めくっていただきますと目次がありますけれども、第2部、宇治田原町人口ビジョン、この中身になりますけれども、この前後も大いに関係しておりますので1冊の本にしていますけれども、一応議決を求める分については人口ビジョンの分ということにはなります。この件に関しまして、議決をよろしくお願ひしたいということでございます。

最後になります。第33号議案でございます。人事案件でございます。人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。人権擁護委員さんにおかれましては、3年任期でございますけれども、今回、任期満了といたしますかそういうふうになりますので、ここに書かせていただいております潮見さんと矢野さんについて引き続きお願ひしたい。

1枚めくっていただきますと若干の経歴等書いておりますけれども、潮見さんにつき

ましては今まで5期15年。3年任期でございますので15年間お世話になっておりますので、次の3年間もよろしくお願ひしたいということで潮見博司氏をお願ひしております。それから、矢野登代子氏につきましては、現在の1期を務めていただいております。次の3期についてもよろしくお願ひしたいということで、今回提案をするものがございます。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（稲石義一） ただいま条例改正議案等の説明があったところでございますが、これにつきまして何かございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、補正予算から当初予算、条例改正議案等につきましての提案説明が終わりました。質疑ももうないのでございますので、以上で提出議案についてを終わります。

次に、9番目の議事日程（第1号）についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。局長。

○事務局長（久野村観光） それでは、28年第1回宇治田原町議会定例会の議事日程（第1号）、お手元に配付をさせていただいておりますものをごらんいただきたいと思っております。

まず、平成28年3月4日金曜日午前10時が開議でございます。

日程第1でございます会議録署名議員の指名。これは、先ほど申し上げさせていただきましたように、2番、内田議員、9番、原田議員をお願いしたく考えています。

また、日程第2、会期の決定につきましては、先ほどご承認いただきました3月4日から29日までの26日間とさせていただきますと思っております。

日程第3、諸報告につきましては、先ほどもありましたように議員派遣、また陳情1件と表彰の報告をさせていただきますと思っております。この後、町長より開会挨拶、施政方針等をされる予定となっております。

日程第4、議案第33号の人権擁護委員の推薦についてでございますが、この案件につきましては、提案後、全員協議会を開催していただきまして、協議をいただくわけでございますが、候補者の招致については、後ほどこの場でお諮りいただきたいと思っております。また、最終日に質疑、討論、採決を予定させていただいております。

また、日程第5から日程第25までの21議案につきましては、一括提案を出させていただきます。この21議案につきましては、各常任委員会また補正予算特別委員会へ付託する予定とさせていただきます。これらにつきましての付託先につきましては、お手元に配付をさせていただきます別紙のとおりでございますので、

ご高覧いただきたいと思います。

引き続きまして、日程第26、議案第7号から日程第36の議案第32号の11議案につきまして、予算関係6議案、条例関係5議案を一括提案という形でさせていただきます。これは予算特別委員会を設置いただきまして、付託の上審査を予定させていただいております。これらにつきましても、最終日、3月29日でございますが、委員長報告並びに質疑、討論、採決を予定させていただいております。

また、日程第37でございますが、予算特別委員会の設置についてでございます。先例といたしまして、先ほどもありましたように議員12名全員によります予算特別委員会の設置を議決いただきましたのち、暫時休憩をしていただきまして、予算特別委員会を開催していただく予定としております。その場で正副委員長を互選いただき、正副委員長のもと特別委員会を開催していただきまして、申し合わせ等の確認をしていただく予定としております。その後、本会議再開後、委員長、副委員長を議長より報告という形をとらせていただきたく考えております。

以上が3月4日開会日の議事日程（第1号）の案でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（稲石義一） 議事日程についての説明が終わりましたが、先ほどございましたように日程第4の議案第33号の人権擁護委員の候補者の推薦についてでございますが、人事案件については、選任同意をするについて候補者を原則招致するという事になっておりますが、今般はどのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。今西委員。

○委員（今西久美子） 原則どおりでいいと思います。

○委員長（稲石義一） 原則どおりというご意見がございましたが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（稲石義一） それでは、2名さんについては招致するという事にさせていただきます。

そのほかに、この議事日程について何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（稲石義一） ないようでございますので、議事日程（第1号）について終わります。

次に、10番目の要望等について、別紙のとおり陳情書1件の受け付けをいたしております。どのように対応すればよいか検討願います。

通例は議場に配付ということになっておりますが、いかがさせていただきますでしょうか。通例どおり議場配付といたしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(稲石義一) 異議なしと認めておきます。4日の日に議場配付といたします。

次に、11番目の行政諸報告についてを議題といたします。当局、小西理事。

○理事兼企画・財政課財政課長(小西基成) 全員協議会での予定をしております報告事項でございますが、1,000万円以上の契約に関する報告1件予定いたしております。先ほども出ておりました川東取水井のほうは3月28日ぎりぎりの入札となりますので、3月29日当日のご提出となろうかと思えます。

それから、町の教育大綱につきましてのご報告を1件予定いたしております。これは、町の総合教育会議が3月中旬に最終の5回目が開かれる予定でございますので、こちらのほうも、そちらを踏まえまして大綱のご報告をさせていただきたい。

それから、公共施設等総合管理計画の策定につきまして、これ年度の中からご報告今年度ということでした部分につきましてもご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、年度末でございますので、平成28年度の本庁の職員の人事異動等につきまして、最後、これは総務から最後の全員協議会でご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

現在予定しておりますのは以上でございます。

○委員長(稲石義一) それは最終日ですね。3月29日に行政諸報告があるということで、開会日の4日の日はございませんということでよろしいでしょうか。

なお、4日の全員協議会には、後期高齢及び税機構の議会報告もあわせて行う予定をしておりますが、城南衛生管理組合の報告も税の報告もあわせてやっていただくということで、3人の方からご報告をいただく予定としております。

続きまして、12番目のその他でございます。一般質問の受け付けは3月1日火曜日となっております。8時半から17時までということでございますので。質問用紙等については、議会運営委員会でも議論いたしましたですけれども、明確になっていないケースも多々見受けられますので、今般はそういうことがないようにきちっと提出していただいて、なお、議長のもとで精査をしていただくように徹底を図っていきたいという

ふうにご検討しております。

今後の予定ですが、3月25日水曜日には予定どおり議会運営委員会を開催いたしたいと存じます。

以上、定例会についてはこれで終了いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「3月25日は金曜日と違いますか」と呼ぶ者あり)

○委員長(稲石義一) 3月25日金曜日ですって。

4番目のその他でございます。何かございましたら、この際でございますので。行政側、小西理事。

○理事兼企画・財政課財政課長(小西基成) 先ほど、ちょっとさかのぼりますけれども、後期高齢者の件でございます。ちょっと値上げという表現が当たるかどうかはあれなんですけれども、保険料率とそれから額の増額は、後期高齢者連合の議会のほうで一応次年度、次々年度、28、29の料率は示されておまして、その分でいきますと若干の料率の変更はプラス側になっておるといような事情は把握しておりますが、先ほど委員ご指摘もありましたけれども、これは広域連合としてお決めになられた分を収入として上げておるといことで、若干、ただ、料、額とも増額なんですけれども、軽減措置の拡大も並行して行われると。2割、5割の適用の拡大という点も行われておるとい前提で一応入のほう、本町としましては入の算定をして予算を上げさせていただいておりますという事実の部分だけご報告申し上げておきます。以上です。

○委員長(稲石義一) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(稲石義一) 事務局ございませんか。

ございませんので、その他を終了いたします。

なお、広報編集委員会の開催は、最終日に予定されていることをご報告しておきます。また、2月16日から3月15日まで確定申告の期間中でございますので、3月につきましては、議員の皆さん方の駐車スペースにつきましてご配慮を願いたいということで、車で来られる方は、向こうの保健センターのほうの診療所の駐車場を利用させていただきようにご配慮願いたいというふうに思います。また、4日と14日は保健センターでも事業がございますので、その辺も特段のご配慮をお願いしたいと思います。4日は開会日です。14日は総務常任委員会の日でございますので、皆さん方の特段のご配慮をよろしく申し上げます。

以上、これをもって第1回定例会の議会運営委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時54分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長 稲 石 義 一